

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議傍聴者に対する手話通訳  
の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴者に対する手話通訳の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 手話通訳は、会議を傍聴しようとする聴覚又は言語機能に障害がある者（以下「聴覚言語障害者」という。）による議長への申請に基づき行うものとする。

2 前項の手話通訳は、申請した聴覚言語障害者の傍聴時に限り行うものとする。

(場所)

第3条 手話通訳は、傍聴席前部の所定の場所で行うものとする。

(申請手続)

第4条 手話通訳の実施を希望する者は、第1号様式による手話通訳実施申請書（以下「実施申請書」という。）に必要事項を記入し、総務部総務課（以下「総務課」という。）を経由して議長へ提出しなければならない。

2 議長は、前項の申請について、ファクシミリ装置を用いて実施申請書の内容を議長の使用に係るファクシミリ装置に送信する方法により、行わせることができる。

3 前2項による申請は、傍聴しようとする会議が開かれる日（以下「傍聴予定日」という。）の5日前（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例（平成27年条例第 号。以下「組合の休日を定める条例」という。）第1条に規定する本組合の休日は算入しない。）の日の午後5時までに行わなければならない。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の議長の使用に係るファクシミ

り装置により受信した時に議長に到達したものとみなす。

- 5 議長は、第2項の規定による申請が行われた場合、当該申請をした者に対し、送信に利用した実施申請書を提出させることができる。

(申請内容の変更)

第5条 手話通訳の申請の内容(傍聴予定日を除く。)を変更する場合は、第2号様式による手話通訳実施変更申請書(以下「変更申請書」という。)に必要事項を記入し、総務課を經由して議長へ提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の申請について、ファクシミリ装置を用いて変更申請書の内容を議長の使用に係るファクシミリ装置に送信する方法により、行わせることができる。

- 3 前2項による申請は、傍聴予定日の2日前(組合の休日を定める条例第1条に規定する本組合の休日は算入しない。)の日の午後5時までに行わなければならない。ただし、不測の事態の場合は出来る限り速やかに申請すればよいものとする。

- 4 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の規定により行われた申請について準用する。

(申請の取下げ)

第6条 手話通訳の申請を取り下げる場合は、第3号様式による手話通訳実施取下申出書(以下「取下申出書」という。)に必要事項を記入し、総務課を經由して議長へ提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の申出について、ファクシミリ装置を用いて取下申出書の内容を議長の使用に係るファクシミリ装置に送信する方法により、行わせることができる。

- 3 前2項による申出は、第4条第1項及び同条第2項により申請した傍聴予定日の2日前(組合の休日を定める条例第1条に規定する本組合の休日は算入しない。)の日の午後5時までに行わなければならない。ただし、不測の事態の場合は出来る限り速やかに申し出ればよいものとする。

4 第4条第4項及び第5項の規定は、第2項の規定により行われた申出について準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

手話通訳実施申請書

年 月 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長  
様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

組合議会議を傍聴するため、手話通訳の実施について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議傍聴者に対する手話通訳の実施に関する規程第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 傍聴予定日 年 月 日
- 2 傍聴予定時間 時 分 ~ 時 分
- 3 傍聴予定人数 人

留意事項

手話通訳の実施を申請する場合は、この用紙に必要事項を記入し、傍聴予定日の5日前(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日は算入しない。)の日の午後5時までに総務部総務課まで提出してください。

申請内容(傍聴予定日を除く。)に変更が生じた場合は、「手話通訳実施変更申請書」に必要事項を記入し、速やかに(原則として傍聴予定日の2日前(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日は算入しない。)の日の午後5時までに)総務部総務課まで提出してください。

申請を取り下げる場合は、「手話通訳実施取下申出書」に必要事項を記入し、速やかに(原則として傍聴予定日の2日前(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日は算入しない。)の日の午後5時までに)総務部総務課まで提出してください。

傍聴予定日の変更を希望する場合は、「手話通訳実施取下申出書」により当初の申請を取り下げた上で、「手話通訳実施申請書」により新たに傍聴を希望される日の手話通訳の実施を申請してください。

第2号様式(第5条関係)

手話通訳実施変更申請書

年 月 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長  
様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

傍聴予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

手話通訳実施申請書の記載事項について変更がありますので、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議傍聴者に対する手話通訳の実施に関する規程第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

区分	変更前	変更後
住所		上記のとおり
氏名		上記のとおり
TEL		上記のとおり
FAX		上記のとおり
傍聴予定時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
傍聴予定人数	人	人

留意事項

申請内容(傍聴予定日を除く。)に変更が生じた場合は、この用紙に必要事項を記入し、速やかに(原則として傍聴予定日の2日前(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日は算入しない。)の日の午後5時までに)総務部総務課まで提出してください。

上記の表は、変更のある箇所のみご記入ください。

この用紙で傍聴予定日の変更はできません。傍聴予定日の変更を希望する場合は、「手話通訳実施取下申出書」により当初の申請を取り下げた上で、「手話通訳実施申請書」により新たに傍聴を希望される日の手話通訳の実施を申請してください。

第3号様式(第6条関係)

手話通訳実施取下申出書

年 月 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長  
様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

組合議会会議を傍聴するため、次のとおり実施を申請した手話通訳について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議傍聴者に対する手話通訳の実施に関する規程第6条第1項の規定により、取下げを申し出ます。

記

1 傍聴予定日 年 月 日

2 傍聴予定時間 時 分 ~ 時 分

3 傍聴予定人数 人

留意事項

申請を取り下げる場合は、この用紙に必要事項を記入し、速やかに(原則として傍聴予定日の2日前(土・日・祝日及び年末年始の閉庁日は算入しない。))の日の午後5時までに)総務部総務課まで提出してください。

傍聴予定日の変更を希望する場合は、この用紙により当初の申請を取り下げた上で、「手話通訳実施申請書」により新たに傍聴を希望される日の手話通訳の実施を申請してください。